

○山梨県警察職員身分証明書等に関する訓令

〔 昭和51年7月31日 〕
〔 本部訓令第9号 〕

〔沿革〕 平成11年3月本部訓令第8号 平成14年8月本部訓令第11号
平成14年9月本部訓令第13号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山梨県警察職員身分証明書（以下「身分証明書」という。）及び山梨県警察職員き章（以下「き章」という。）に関し必要事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 この訓令において職員とは、山梨県警察に勤務する警察官以外の職員（以下「職員」という。）をいう。

(交付)

第3条 本部長は、職員に対し身分証明書（第1号様式）及びき章（第2号様式）を交付するものとする。ただし、少年補導職員に対しては、山梨県警察少年補導職員手帳に関する訓令（昭和45年山梨県警察本部訓令第23号）に基づく少年補導職員手帳を身分証明書にかえて交付するものとする。

(身分証明書)

第4条 職員は身分証明書を常に携帯し、その身分を明らかにすることを求められた場合は、これを提示しなければならない。

2 職員は、身分証明書を紛失、汚損又は記載事項に変動を生じたときは所属長に報告しなければならない。

(き章)

第5条 警察官（制服以外の場合）及び職員は、常にき章を着用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は着用しないものとする。

- (1) 所属長が職務を行うにあたって、特に必要がないと認めた場合
- (2) ワイシャツ及び作業衣等の場合
- (3) その他着用することに支障があると認められる場合

3 き章は、左襟又は左胸につけるものとする。

4 警察官及び職員は、き章を紛失又はき損したときは、所属長に報告しなければならない。

(使用上の注意)

第6条 職員は、身分証明書及びき章を他人に貸与又は譲渡してはならない。

(再交付)

第7条 所属長は、紛失又は汚損等の報告を受けたとき、又は再交付を必要と認めたときは、本部長に再交付の申請をするものとする。

2 前項の再交付の申請は、警察職員身分証明書・警察職員き章再交付申請書(第3号様式)により行うものとする。

3 紛失した場合を除き、再交付申請を行うときは、汚損・き損等の身分証明書及びき章を添付するものとする。

(返納)

第8条 職員は、身分を失ったときは警察職員身分証明書・警察職員き章返納書(第4号様式)により速やかに身分証明書及びき章を所属長を経て本部長に返納しなければならない。

(主管課)

第9条 身分証明及びき章に関する事務は警察本部警務部警務課において行うものとする。

2 警務課長は、警察職員身分証明書交付台帳(第5号様式)及び警察職員き章交付台帳(第6号様式)を備えておかなければならない。

(実施規定)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要事項は別に定めることができる。

附 則

1 この訓令は、昭和51年8月1日から適用する。

2 山梨県警察職員身分証明書取扱規程(昭和38年山梨県警察本部訓令第27号)は廃止する。

附 則(平成11年3月31日本部訓令第8号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年8月21日本部訓令第11号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成14年9月26日本部訓令第13号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

様式 略